

平成28年7月15日
土地・建設産業局
建設市場整備課

「社会保険等未加入対策に関する説明会」の開催 ～目標年次まで1年を切った建設業の社会保険未加入対策～

- ・国土交通省では、平成29年度に許可業者の加入率を100%とする目標の達成に向け、建設業における社会保険等の未加入対策を進めています。
- ・目標年次まで1年を切り、加入徹底の取組みの一層の浸透を図るため、昨年に引き続き、全国各地で説明会を開催します。
- ・なお、今年度からの新たな取組みとして、説明会後に社会保険労務士と1対1で相談が可能な「個別相談会」を開催します。

国土交通省では、建設産業の担い手の確保と健全な競争環境の構築のため、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険(以下「社会保険等」という。)の加入に向けた総合的な対策を進めているところです。先般5月20日には、行政、建設業団体等の関係者による社会保険等未加入対策推進協議会を開催し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出範囲や法的な位置付けの明確化について「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂して加入促進を図るなど、平成28年度の取組方針を発表したところです。

今般、各地域の実情をよりきめ細かく把握するとともに、社会保険加入に向けた取組みの一層の浸透を図るため、建設業者等及び地方公共団体の建設産業・発注手続担当者等の皆様を対象とした説明会を開催することといたしましたので、お知らせします。

また、全国社会保険労務士会連合会及び都道府県社会保険労務士会にご協力いただいて、説明会後に社会保険労務士による個別相談会を開催いたします。社会保険未加入業者をはじめとする建設業者が抱える社会保険等についての質問や相談を通じて、社会保険等への理解が進み、加入が促進されることを期待しています。

1 開催日時・場所

- ・説明会の開催日時、会場及び各説明会の事務局については別紙をご覧ください。
- ・参加は、事前申し込み制です。各説明会の申込方法等の詳細については、各地方整備局等のホームページにおいて公表します。
- ・説明会終了後には社会保険労務士による無料の個別相談会を開催しますので、特に社会保険加入について検討されている企業の皆様はふるってご参加ください。

2 主な内容

- ・建設業における社会保険等未加入対策について
- ・平成29年度に向けた対策の強化について
- ・社会保険労務士における個別相談

3 参加対象

・(第一部)行政関係者

・(第二部)建設企業、建設業団体等

* 第二部説明会終了後には、社会保険労務士による相談会を開催(希望者のみ)

土地・建設産業局建設市場整備課

担 当 : 黒田

T E L : 03-5253-8111 (内線 24828)

F A X : 03-5253-1555